

第4回自転車通行空間ネットワーク計画調整会議

日時：令和元年11月11日（月）15：00～

場所：東京国道事務所15階第2会議室

議 事 次 第

I. 開会

II. 議題

- (1) 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱の改正について 【資料1】
- (2) 施策や動向等に関する情報提供について 【資料2】
- (3) 自転車通行空間ネットワーク計画策定状況について 【資料3】
- (4) 自転車通行空間ネットワーク計画策定先行事例の紹介 【資料4-1】 【資料4-2】
- (5) 自転車通行空間の整備事例の紹介 【資料5】

III. その他

IV. 閉会

【配付資料】

- 資料1 ・ 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱（改正案）
- 資料2 ・ 東京都自転車活用推進計画について
- 資料3 ・ 自転車通行空間ネットワーク計画策定状況
- 資料4-1 ・ 新宿区自転車ネットワーク計画の策定について
- 資料4-2 ・ 【要約版】新宿区自転車ネットワーク計画
- 資料5 ・ 自転車通行空間整備事例

参考-1 自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱

平成 29 年 1 月 23 日

令和元年 11 月 日改正

自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱（改正案）

（名称）

第 1 条 本会は、自転車通行空間ネットワーク調整会議（以下「本会議」という。）と称する。

（趣旨）

第 2 条 自転車利用における安全性や快適性・回遊性の向上とともに、自転車利用者の更なる推進に資するため、計画的な自転車通行空間のネットワーク形成に向けた課題の整理や対応の検討、及び事業調整等を行うなど、自転車通行空間ネットワーク計画の策定及び実現に向けた連携・協力の促進を図る。

（所掌）

第 3 条 本会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）自転車利用・事故の状況等に関すること。
- （２）政策や動向等に関すること。
- （３）自転車ネットワーク計画の策定等に関すること。
- （４）その他必要と認められること。

（運営）

第 4 条 本会議は、別表 1 に示す会員により構成する。

2 本会議は、必要な関係者の参加を求め、意見を聴取することができる。

（調整部会の設置）

第 5 条 本会議で検討すべき内容に係る調整及び個別課題を検討するため、本会議の下に調整部会を設ける。

- 2 調整部会の構成は、別表 2 に示すとおりとする。
- 3 調整部会の円滑な運営を図るため、幹事を設ける。
- 4 幹事は、各エリアから 1 自治体とし、各エリアの代表として調整会議に出席する。
なお、幹事以外の自治体であっても、調整会議に出席することができる。
- 5 次期幹事は、自治体番号の若い順とし、輪番制として年度毎に次期幹事へ引き継ぐ。

（会議）

第6条 本会議は、非公開とする。

なお、本会議における資料および議事要旨については、会議終了後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 本会議及び調整部会の事務局は、東京国道事務所、相武国道事務所及び東京都建設局道路管理部に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会議で協議することとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

2 この要綱は、令和元年11月 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

（順不同）

所属・役職等		
会 員	国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
		関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課長
	東京都	建設局 道路管理部 安全施設課長
	警視庁	交通部 交通規制課 都市交通管理室長
	東京都	都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課長
		都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長
		環境局 環境改善部 自動車環境課長
		港湾局 臨海開発部 開発整備課長
		港湾局 港湾整備部 計画課長
		建設局 第一建設事務所 補修課長
		建設局 第二建設事務所 補修課長
		建設局 第三建設事務所 補修課長
		建設局 第四建設事務所 補修課長
		建設局 第五建設事務所 補修課長
		建設局 第六建設事務所 補修課長
		建設局 西多摩建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩東部建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩西部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩南部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩北部建設事務所 補修課長
	区部Ⅰ エリア	千代田区 環境まちづくり部参事（連絡調整担当） 環境まちづくり総務課長事務取扱
		中央区 環境土木部 環境政策課長
		港区 街づくり支援部 土木課長
		新宿区 みどり土木部 交通対策課長
		江東区 土木部 交通対策課長
		品川区 防災まちづくり部 道路課長
		大田区 都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長
		江戸川区 土木部 計画調整課長
	区部Ⅱ エリア	目黒区 都市整備部 みどり土木政策課長
		世田谷区 土木部 交通安全自転車課長
		渋谷区 土木部 道路課長
		中野区 都市基盤部 交通政策課長
		杉並区 都市整備部 杉並土木事務所長

別表 1 (第 4 条関係)

(順不同)

所属・役職等		
会 員	区部Ⅲ エリア	文京区 土木部 管理課長
		台東区 都市づくり部 交通対策課長
		墨田区 都市整備部 道路公園課長
		豊島区 都市整備部 参事 土木管理課長事務取扱
		北区 土木部 参事 土木政策課長事務取扱
		荒川区 区民生活部 生活安全課長
		板橋区 土木部 計画課長
		練馬区 土木部 交通安全課長
		足立区 都市建設部 交通対策課長
		葛飾区 交通安全対策担当課長
	多摩Ⅰ エリア	立川市 まちづくり部 交通対策課長
		武蔵野市 都市整備部 交通対策課長
		三鷹市 都市整備部 道路交通課 都市交通担当課長
		小金井市 都市整備部 交通対策課長
		小平市 都市開発部 交通対策課長
		東村山市 環境安全部 地域安全課長
		国分寺市 建設環境部 交通対策課長
		東大和市 都市建設部 土木課長
		清瀬市 都市整備部 道路交通課長
		東久留米市 都市建設部 道路計画課長
		武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課長
		西東京市 都市整備部 道路管理課長
	多摩Ⅱ エリア	八王子市 都市計画部 交通企画課長
		府中市 生活環境部 次長兼地域安全対策課長
		昭島市 都市整備部 交通対策課長
		調布市 都市整備部 交通対策課長
		町田市 道路部 道路政策課長
		日野市 まちづくり部 道路課長
		国立市 都市整備部 道路交通課長
		福生市 都市建設部 まちづくり計画課長
		狛江市 都市建設部 道路交通課長
		多摩市 都市整備部 交通対策担当課長
		稲城市 都市建設部 管理課長
		羽村市 都市建設部 土木課長
		瑞穂町 都市整備部 建設課長
	多摩Ⅲ エリア	青梅市 都市整備部 土木課長
		あきる野市 都市整備部 管理課長
		日の出町 建設課長
		檜原村 産業環境課長
		奥多摩町 環境整備課長

別表 2（第 5 条関係）

（順不同）

所属等	
国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課
	関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課
東京都	建設局 道路管理部 安全施設課
警視庁	交通部 交通規制課
区部Ⅰ エリア	東京都 港湾局 臨海開発部 開発整備課
	東京都 港湾局 港湾整備部 計画課
	東京都 建設局 第一建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
	中央区 環境土木部 環境政策課
	港区 街づくり支援部 土木課
	新宿区 みどり土木部 交通対策課
	江東区 土木部 交通対策課
	品川区 防災まちづくり部 道路課
	大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課
	江戸川区 土木部 計画調整課
区部Ⅱ エリア	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	目黒区 都市整備部 みどり土木政策課
	世田谷区 土木部 交通安全自転車課
	渋谷区 土木部 道路課
	中野区 都市基盤部 交通政策課
	杉並区 都市整備部 杉並土木事務所
区部Ⅲ エリア	東京都 建設局 第四建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課
	文京区 土木部 管理課
	台東区 都市づくり部 交通対策課
	墨田区 都市整備部 道路公園課
	豊島区 都市整備部 土木管理課
	北区 土木部 土木政策課
	荒川区 区民生活部 生活安全課
	板橋区 土木部 計画課
	練馬区 土木部 交通安全課
	足立区 都市建設部 交通対策課
	葛飾区 都市整備部 道路管理課

別表 2（第 5 条関係）

（順不同）

所属等			
多摩Ⅰ エリア	東京都	建設局	北多摩南部建設事務所 補修課
	東京都	建設局	北多摩北部建設事務所 補修課
	立川市	まちづくり部	交通対策課
	武蔵野市	都市整備部	交通対策課
	三鷹市	都市整備部	道路交通課
	小金井市	都市整備部	交通対策課
	小平市	都市開発部	交通対策課
	東村山市	環境安全部	地域安全課
	国分寺市	都市建設部	交通対策課
	東大和市	都市建設部	土木課
	清瀬市	都市整備部	道路交通課
	東久留米市	都市建設部	道路計画課
	武蔵村山市	都市整備部	交通企画・モノレール推進課
	西東京市	都市整備部	道路管理課
多摩Ⅱ エリア	東京都	建設局	西多摩建設事務所 補修課
	東京都	建設局	南多摩東部建設事務所 補修課
	東京都	建設局	南多摩西部建設事務所 補修課
	東京都	建設局	北多摩南部建設事務所 補修課
	東京都	建設局	北多摩北部建設事務所 補修課
	八王子市	都市計画部	交通企画課
	府中市	生活環境部	地域安全対策課
	昭島市	都市整備部	交通対策課
	調布市	都市整備部	交通対策課
	町田市	道路部	道路政策課
	日野市	まちづくり部	道路課
	国立市	都市整備部	道路交通課
	福生市	都市建設部	まちづくり計画課
	狛江市	都市建設部	道路交通課
	多摩市	都市整備部	道路交通課
	稲城市	都市建設部	管理課
	羽村市	都市建設部	土木課
	瑞穂町	都市整備部	建設課
多摩Ⅲ エリア	東京都	建設局	西多摩建設事務所 補修課
	青梅市	都市整備部	土木課
	あきる野市	都市整備部	管理課
	日の出町	建設課	
	檜原村	産業環境課	
	奥多摩町	環境整備課	

計画策定の経緯

国の動向
2017年5月 自転車活用推進法施行
2018年6月 自転車活用推進計画策定



東京都自転車活用推進計画の策定

基本理念

計画の目的

自転車を安全・安心して利用でき、誰もが気軽に自転車を楽しめる環境づくりを進めていくこと

計画の区域

東京都全域（区部、多摩・島しょ）

計画の期間

長期的な展望を踏まえつつ、**2020年度**まで

東京都自転車活用推進計画

第1章 総論

1. 基本理念
2. 計画の位置付け

第2章 目指すべき将来像

1. 環境形成（様々な場面で自転車が利用される将来）
2. 健康増進（自転車で心身共に充実した日常生活がおくれる将来）
3. 観光振興（国内外の来訪者が自転車で観光を楽しめる将来）
4. 安全・安心（安全・安心に自転車が通行できる将来）

第3章 現状と課題

1. 自転車の利用状況
2. 自転車利用と健康
3. 自転車と観光・国際交流
4. 自転車関連事故の発生状況

第4章 実施すべき施策

1. 環境形成
2. 健康増進
3. 観光振興
4. 安全・安心

第5章 計画のフォローアップ

計画策定に向けた考え方

既存計画を踏まえた推進計画の作成

- ・「**東京都自転車走行空間整備推進計画**」
（優先整備区間 2020大会まで）
- ・「**自転車推奨ルート**」
（計画期間 2020大会まで）
- ・「**第10次東京都交通安全計画**」
（計画期間 平成32年度まで）
- ・「**東京都自転車安全利用推進計画**」
（計画期間 平成32年度まで）

今後のスケジュール

各年度において、施策の取組状況の把握、目標の指標の達成度の検証を行い、次期計画の検討を実施

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
計画策定 ●	計画の推進、次期計画の検討 フォローアップ ● ● ●		
計画策定 ●			
計画改定 ●			計画の推進

目標1 環境形成

主な施策

- ・ 自転車通行空間の計画的な整備推進
- ・ 利用率の低いパーキング・メーターの撤去
- ・ 自転車シェアリングの広域相互利用エリア拡大
- ・ 街づくりと連携した自転車施策の推進

自転車通行空間整備



自転車レーン



構造的分離



撤去前



撤去後

パーキング・メーターの撤去検討

街づくりと連携した整備



晴海五丁目西地区

主な整備目標

自転車通行空間の整備（優先整備区間等）192km（2017）⇒ 232km
広域相互利用エリアの拡大 9区（2018）⇒ エリア拡大

目標2 健康増進

主な施策

- ・ 公園等の活用による身近なスポーツ環境の創出
- ・ 日常生活における習慣的な運動の広報啓発
- ・ 自転車通勤の広報啓発

スポーツ環境の創出



習慣的な運動の広報啓発



健康づくりポータルサイト
「とくぎょう健康ステーション」

主な整備目標

サイクリングルートの整備 2.0km（2017）⇒ 11.5km（2024）

自転車通勤の広報啓発



是吉興業株式会社

ライトウェイプロダクツジャパン株式会社



自転車通勤の推進



自転車通勤を全力で応援

サイクリングルートの整備

推奨企業の事例紹介

目標3 観光振興

主な施策

- ・ 国際的なサイクリング大会の開催（新規実施）
- ・ 都内で楽しめるサイクリングコースの紹介
- ・ 利便性の向上に向けた自転車マップの作成（新規実施）

有明アーバンスポーツパーク



サイクリングコースの紹介



自転車マップ（イメージ）



主な整備目標
自転車マップの作成 2019年度マップ作成

目標4 安全・安心

主な施策

- ・ 交通安全、ルール、マナー向上を図る広報啓発
- ・ ヘルメット等の安全対策器具の広報啓発
- ・ 交通安全教室の開催
- ・ 自転車損害賠償保険への加入促進

交通安全、ルール、マナー



リーフレット



キャンペーン開催

主な整備目標

自転車乗車中の事故件数 10,949件（2017）⇒ 8,000件
自転車乗車中の死者数 28人（2017）⇒ 20人

安全対策器具の広報啓発



リーフレット

交通安全教室



セミナー

自転車活用推進法

○自転車活用推進法制定（平成28年法律第113号、H29.5.1施行）

基本理念

- ・自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保

自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- ・国：自転車の活用を総合的・計画的に推進
- ・地方公共団体：国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- ・公共交通事業者：自転車と公共交通機関との連携等に努める
- ・国民：国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

出典：国土交通省「自転車活用推進法の施行について」

○自転車活用推進計画策定（H30.6.8）
（計画期間2020年度まで）

○法第10条より、「都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、都道府県自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

○東京都自転車活用推進計画策定（H31.3.27）
（計画期間2020年度まで）

○法第11条より、「市町村は、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

防災安全交付金の重点配分対象となる自転車通行空間の整備について

○自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備(2019年度限り)
「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組について」

(H24.11.29通知) または平成28年7月19日付け「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組の推進について」に基づき作成された自転車ネットワーク計画の自転車ネットワーク路線における自転車通行空間整備に對して防災・安全交付金により重点的に支援。

○地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備(2019年度より)

「自転車活用推進法（平成28年法律第113号）」に基づき策定された、自転車ネットワーク計画を含む地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備に對して防災・安全交付金により重点的に支援。



出典：国土交通省「令和2年度道路関係予算概算要求概要」

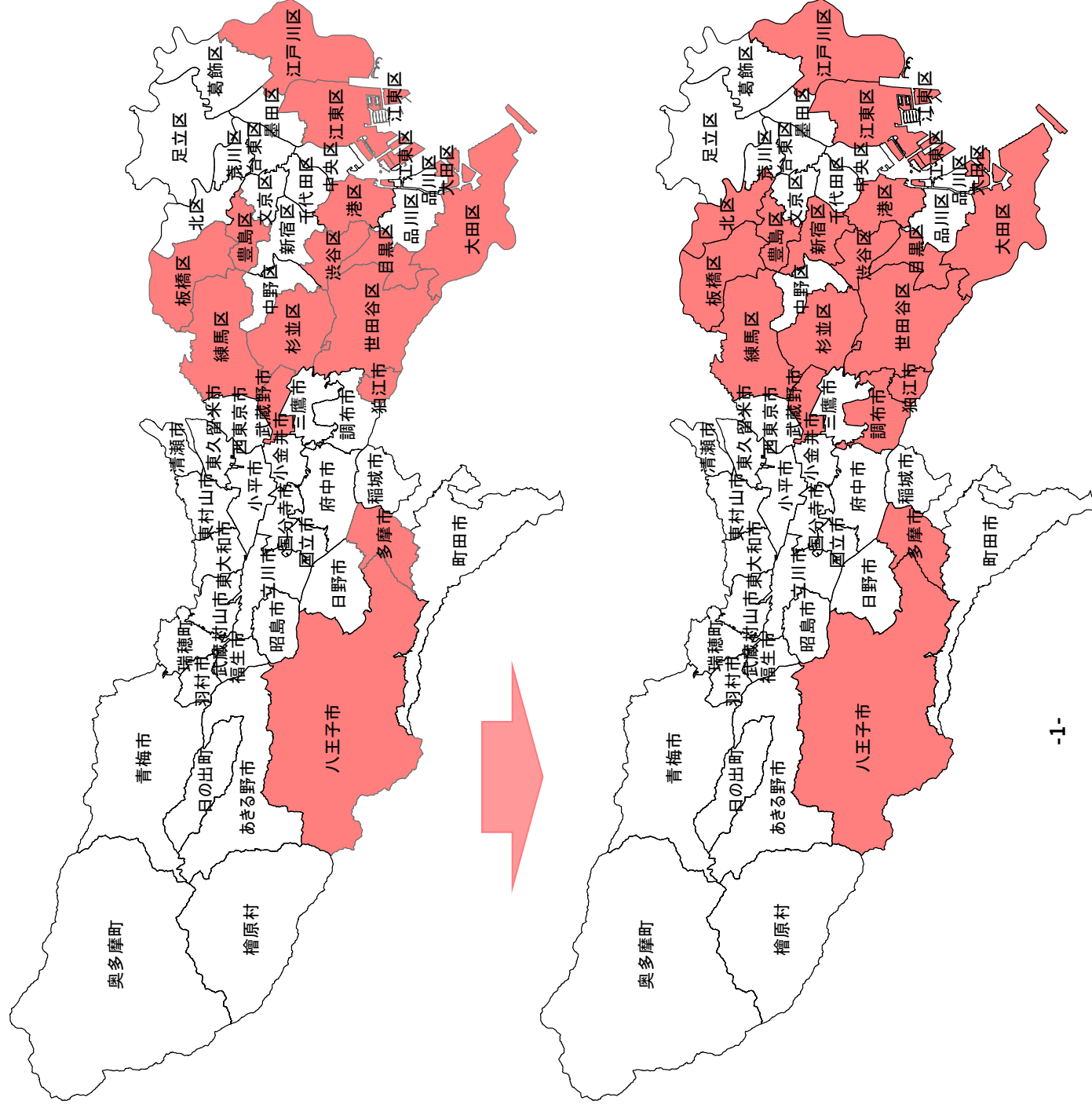
○【参考1】・地方版自転車活用推進計画策定済み自治体数は25
・自転車ネットワーク計画策定済み自治体数は169
(平成31年3月末時点、国土交通省「令和2年度道路関係予算概算要求概要」より)

○【参考2】国土交通省自転車活用推進計画ホームページ
(策定済みの自転車活用推進計画や策定の手引き（案）が掲載)
http://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/jitensha_katsuyo/#kanto

策定済み
15自治体

策定済み
18自治体

†



第4回自転車通行空間 ネットワーク計画調整会議

新宿区自転車ネットワーク計画の策定について

令和元年11月11日（月）

新宿区みどり土木部

交通対策課交通企画係



本日の発表の流れ

- ▶ 1. 策定の流れ（区の考え、検討会、スケジュール）
- ▶ 2. 新宿区自転車ネットワーク計画（背景、目的）
- ▶ 3. 路線の抽出
- ▶ 4. ネットワーク路線
- ▶ 5. 整備形態、整備方針
- ▶ 6. 区道における整備の進め方

1. 策定の流れ（計画策定に向けた区の考え）

策定に向けた区の考え

自転車利用者の増加に伴い、**安全で安心して
快適に通行できる空間整備**を計画的に進めることが必要

重視する事項

- ① 区内、区外の**自転車通行空間の連続性**（ネットワーク化）
- ② 区職員の意見だけでなく、**広く意見を取り入れる**。

計画策定の方針

- ① (1)区内全域での計画
(2)隣接区の計画との連携
- ② (1)学識経験者、交通管理者、区民等を入れた検討会の実施
(2)パブリックコメントの実施

2

1. 策定の流れ（検討会の設置）

検討会

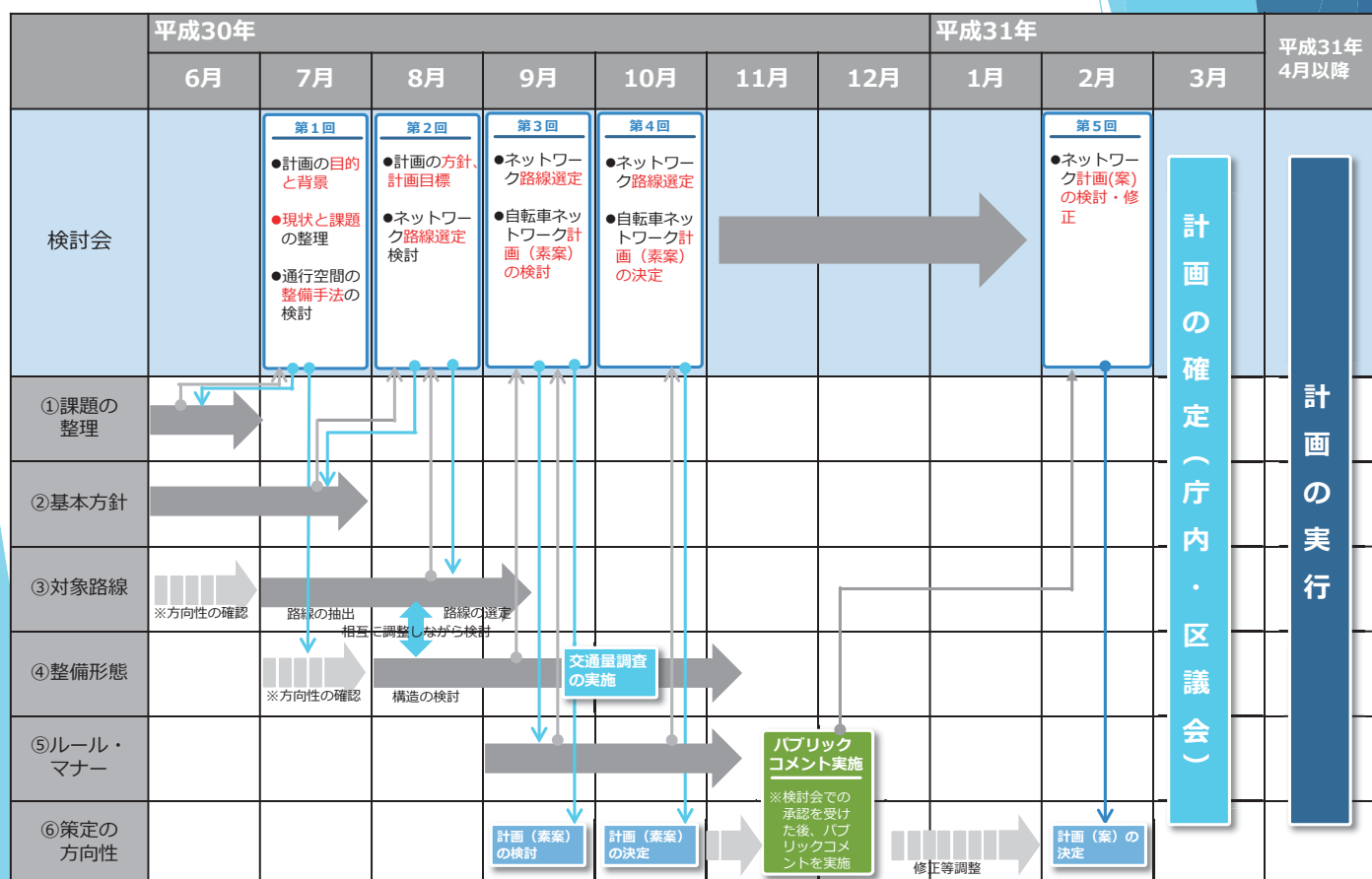
- ・**学識経験者**：まちづくり、自転車施策が専門の大学教授等
- ・**区民等**：交通安全協会（区内4協会）
- ・**交通管理者**：警視庁本部、所轄警察署（4警察署）
- ・**道路管理者**：東京国道事務所、東京都第三建設事務所、区道路課
- ・**区職員**：観光部門、都市計画部門、まちづくり部門 各課長

計16名

さまざまな視点から計画を検討

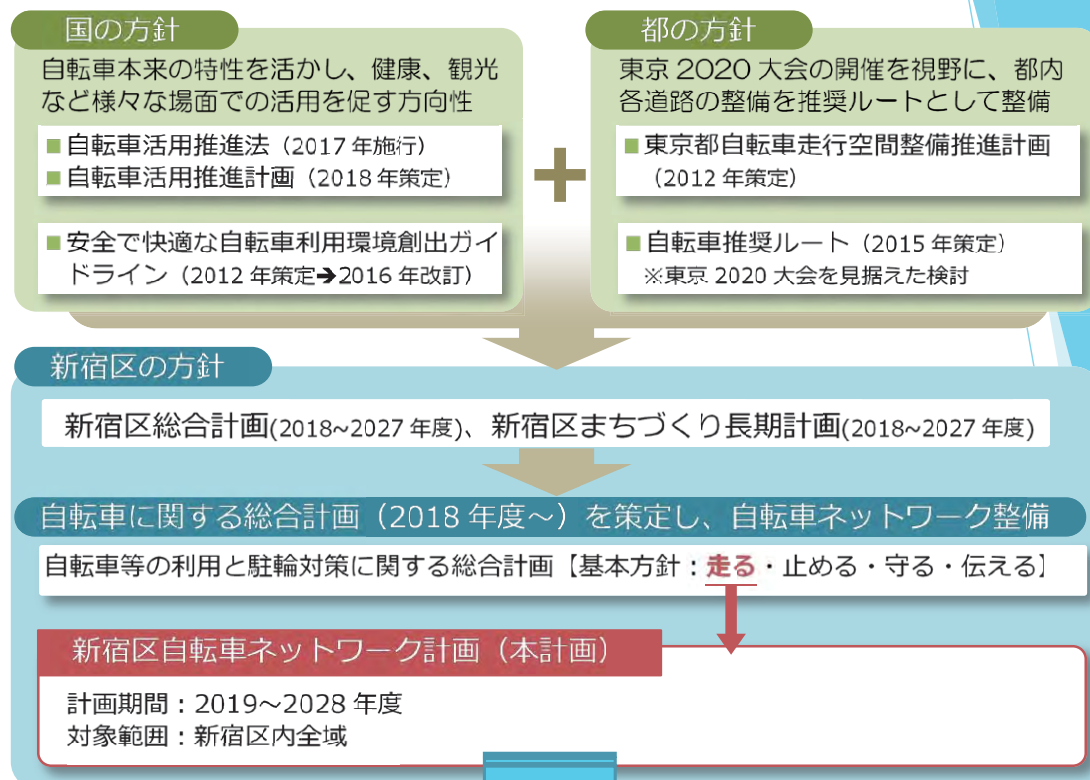
3

1. 策定の流れ（計画策定スケジュール）



4

2. 新宿区自転車ネットワーク計画（背景・目的）

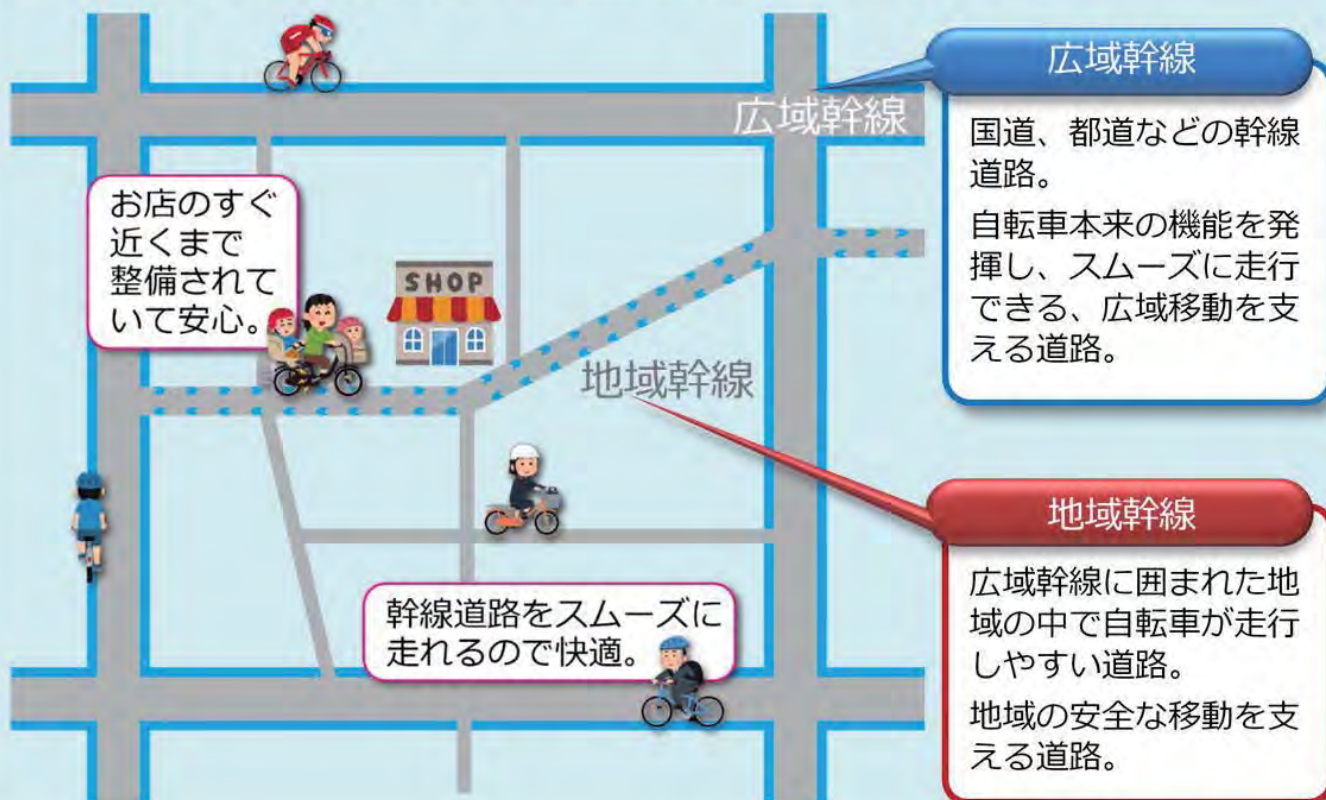


快適かつ安全に目的地につながる自転車通行空間を効果的に整備

5

3. 路線の抽出（広域幹線・地域幹線の考え方）

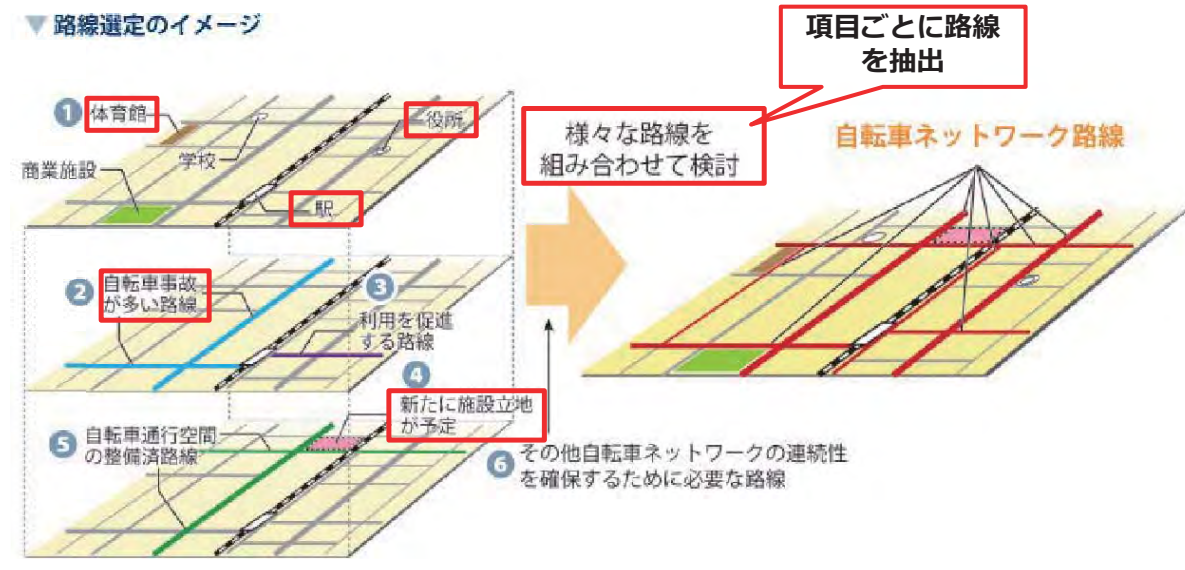
■【広域幹線】と【地域幹線】からなる自転車ネットワークのイメージ



6

3. 路線の抽出（路線選定の考え方）

■利用環境ガイドラインでの路線選定のイメージ



検討会で評価項目を7つ設定し、対象路線を抽出

※なお、幅員の狭い道路に通行空間を整備することは難しいことから、評価項目により抽出する路線は幅員6 m以上の道路を対照することとした。

7

3. 路線の抽出（路線選定の考え方）

（幅員が6 m以上の道路）

視点	評価する項目
安全性の視点	① 自転車事故の発生状況 + 自転車の流入抑制エリア ※新宿駅周辺については、歩行者優先のまちづくりを検討
アクセス性の視点	② 鉄道駅へのアクセス
	③ シェアサイクルポートへのアクセス
	④ 観光施設・集客施設へのアクセス
	⑤ 商店街（商業・娯楽等）へのアクセス
	⑥ 区役所・大規模な病院へのアクセス
	⑦ 自転車通学先（高校～大学）へのアクセス



路線の補足

（幅員が6 m未満の道路も対象）

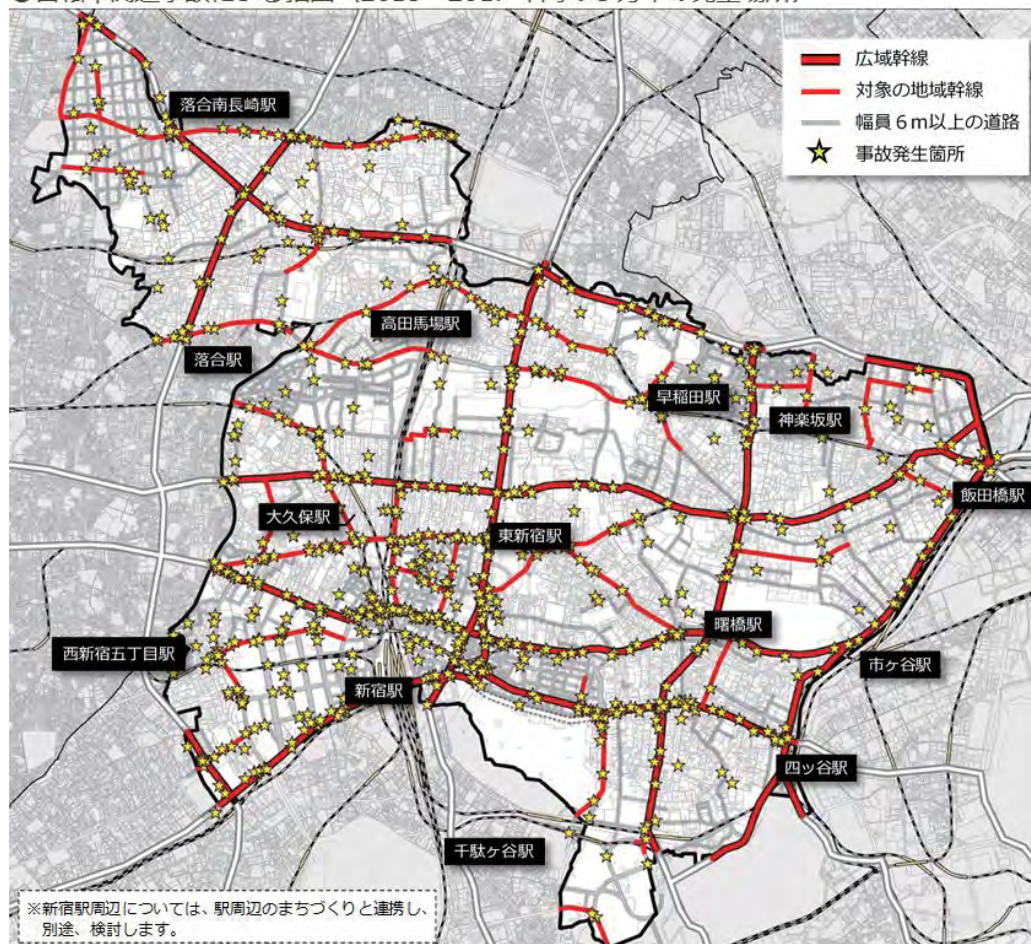
交通安全協会等へのヒアリング

抜け道利用、自転車利用が多い路線、ネットワークの連続性

8

3. 路線の抽出（3カ年の自転車事故発生箇所）

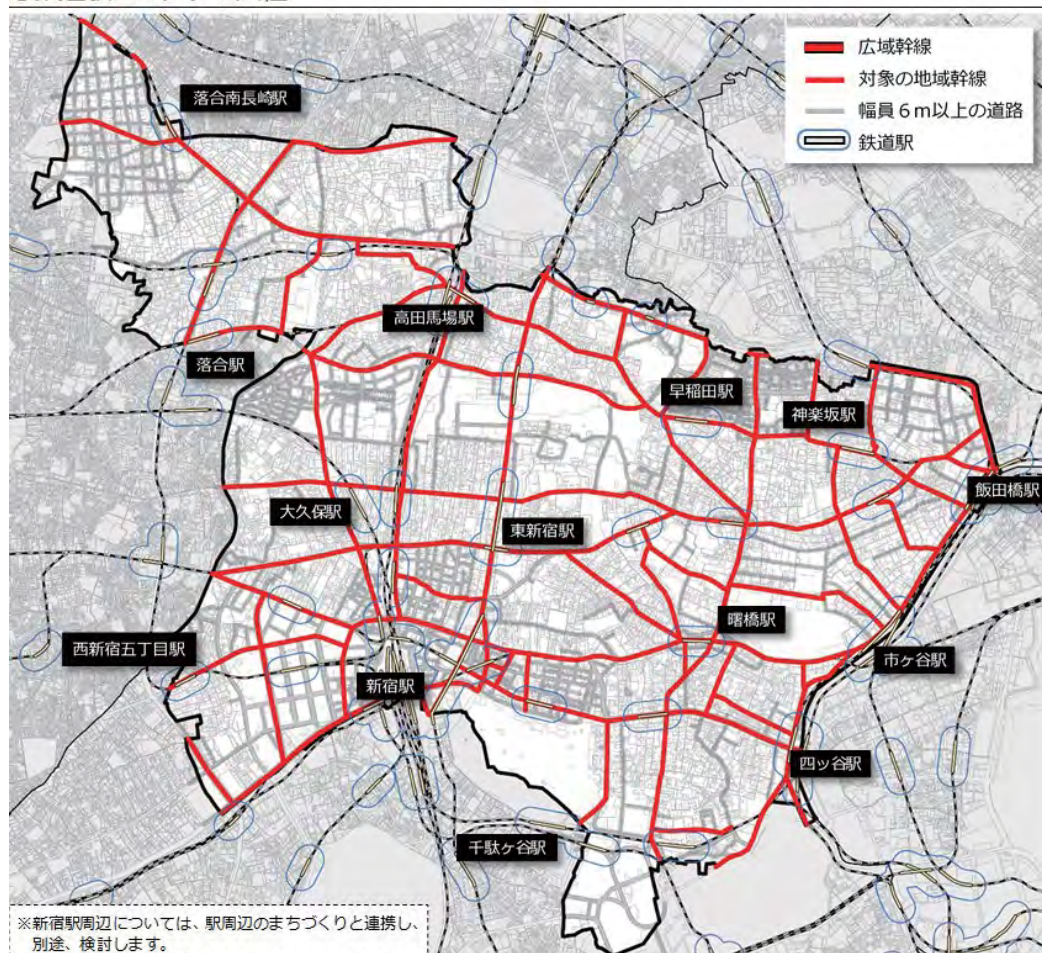
① 自転車関連事故による抽出（2015～2017 年内の3カ年の発生場所）



9

3. 路線の抽出 (鉄道駅)

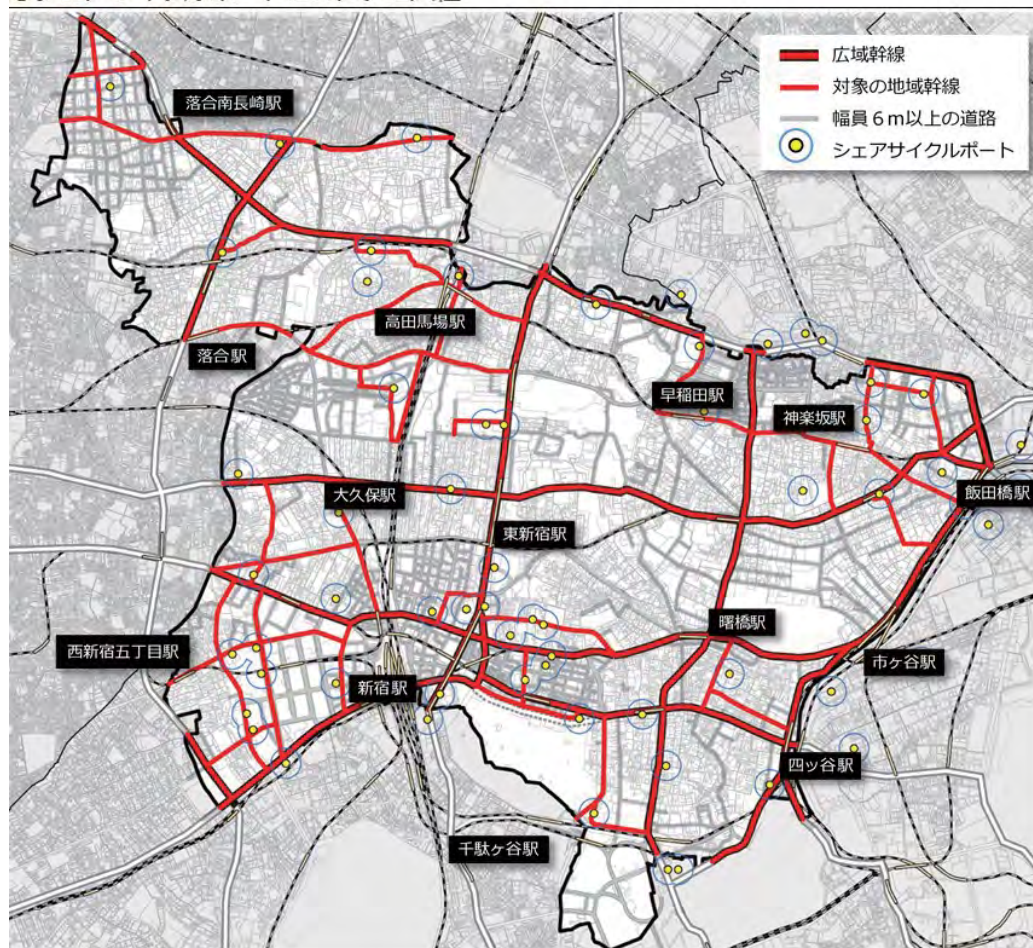
② 鉄道駅とのアクセス性



10

3. 路線の抽出 (シェアサイクルポート)

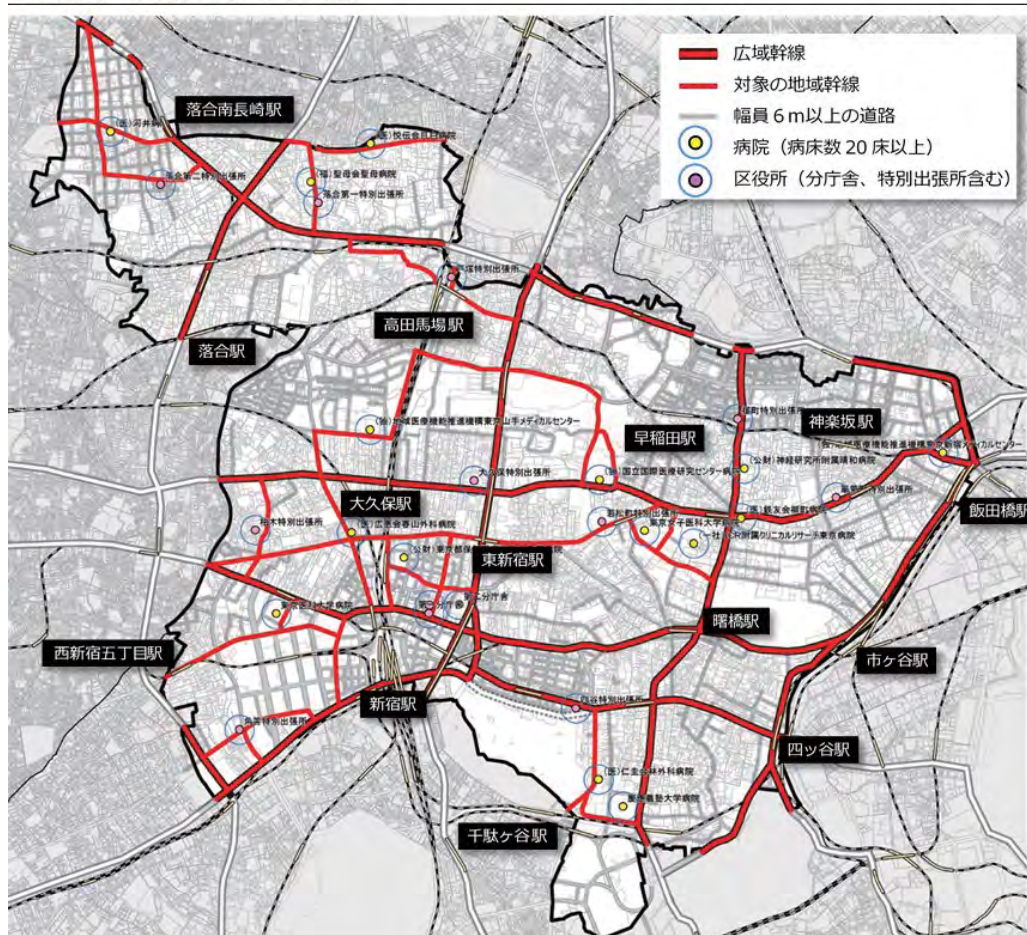
③ シェアサイクルポートとのアクセス性



11

3. 路線の抽出 (区役所・病院)

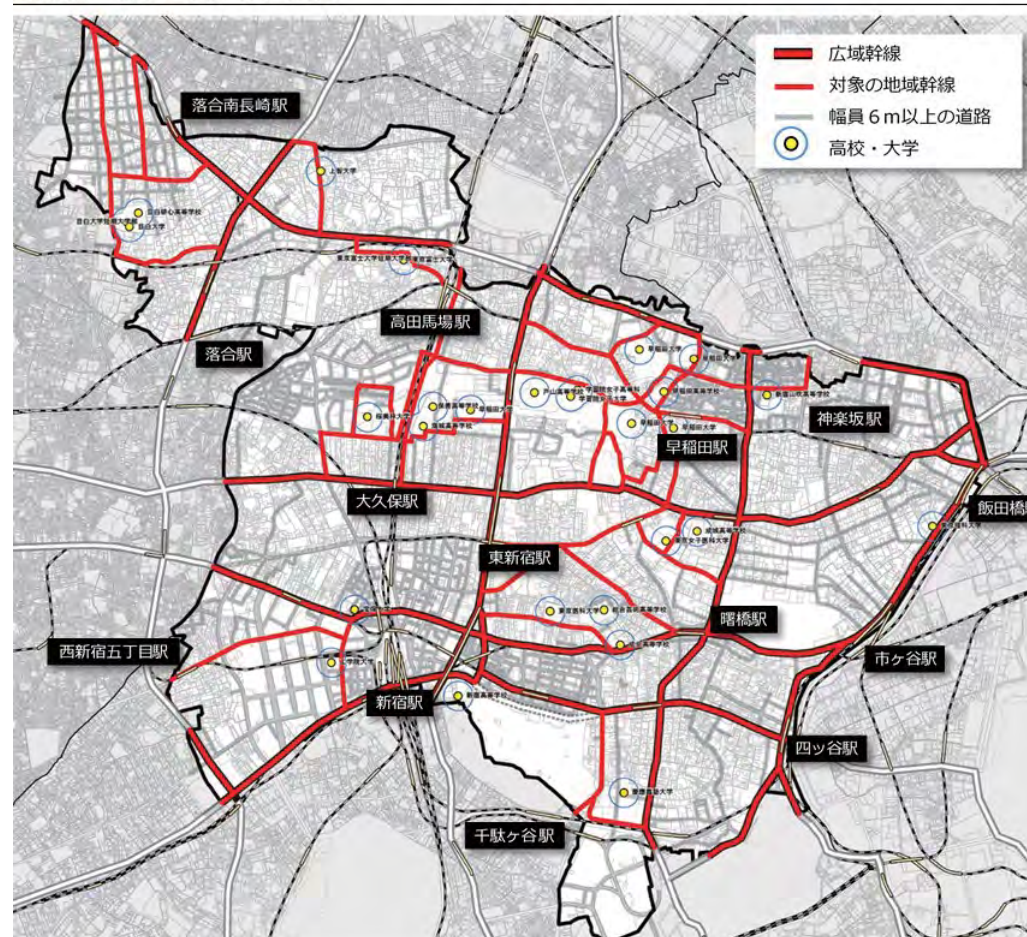
⑥区役所・病院とのアクセス性



14

3. 路線の抽出 (大学・高校)

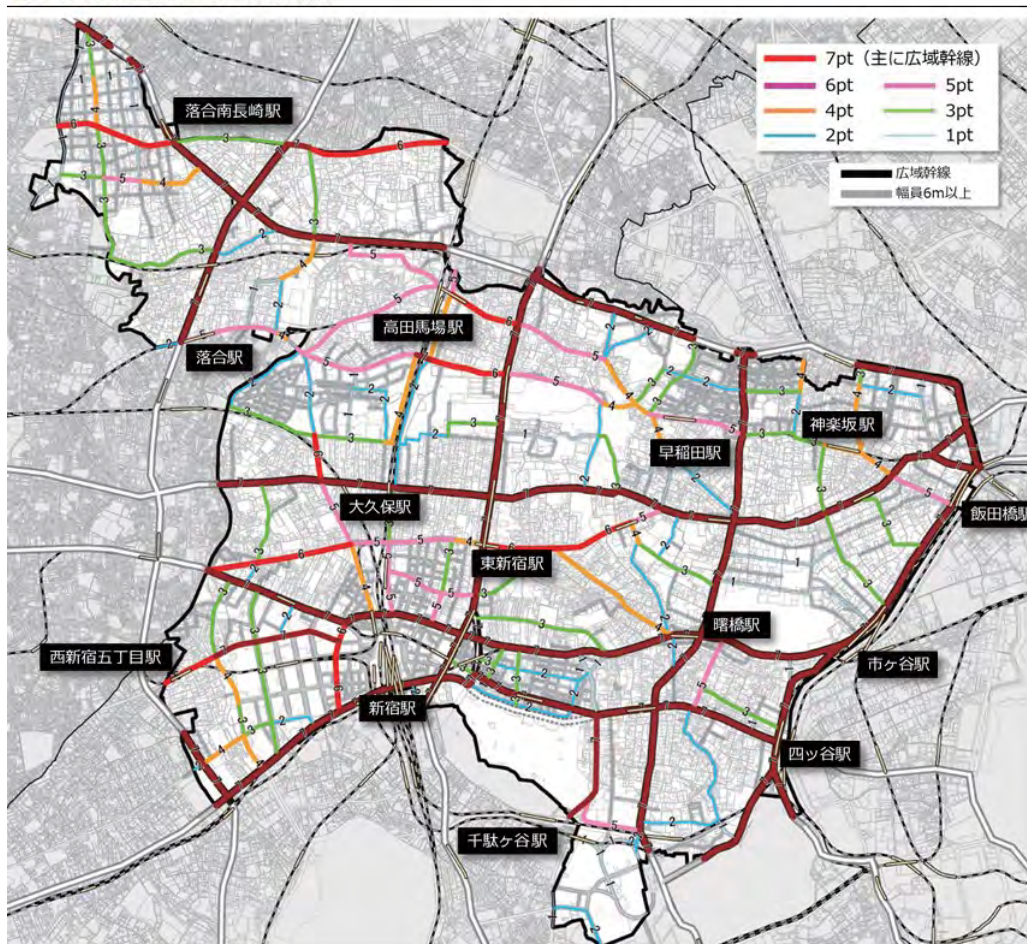
⑦高校・大学とのアクセス性



15

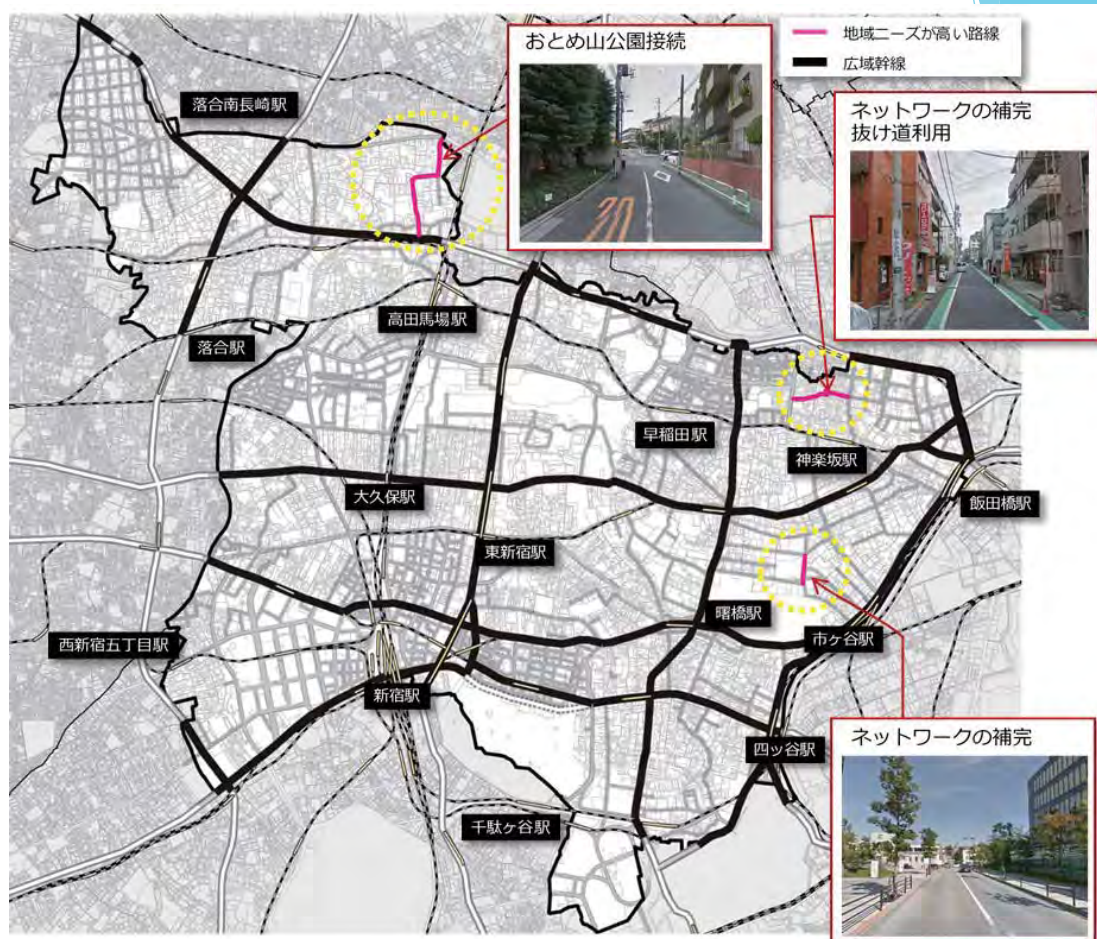
3. 路線の抽出（7項目の得点化）

■ 7つの項目に基づく得点化



16

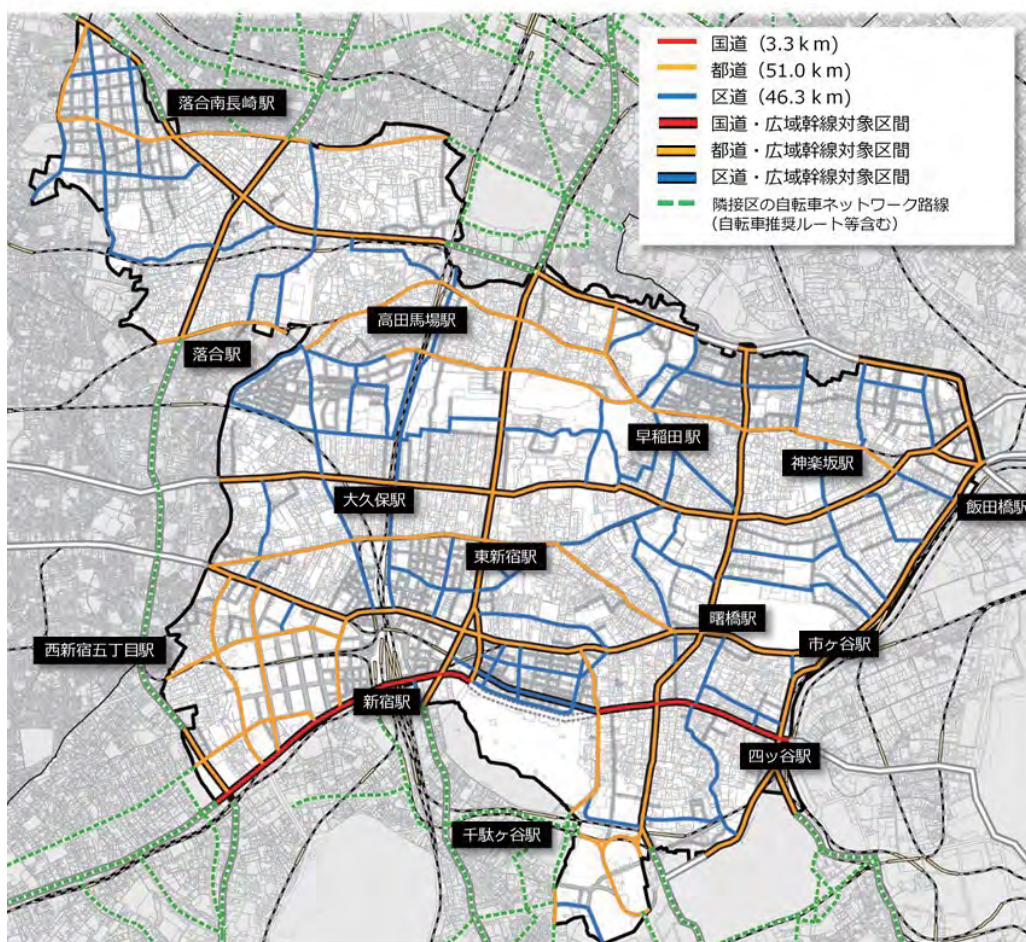
3. 路線の抽出（路線の補足・ヒアリングによる追加）



17

4. ネットワーク路線（道路管理者別）

■ 国道・都道・区道別の対象路線一覧



18

5. 整備形態の考え方

国のガイドライン（自転車道、通行帯、車道混在）

1. 自転車道（構造物による完全分離）



2. 自転車専用通行帯（交通規制による分離）



3. 車道混在型（自転車ナビマーク・ナビライン）



方針
1

利用環境ガイドラインに適合する整備形態を【完成形態】とし、将来の自転車通行空間の整備目標と位置づけます。



方針
2

区の道路実状を踏まえ【暫定形態】での整備も位置付けた上で、早期のネットワークの構築を図ります。



方針
3

既設の歩道内整備区間は【暫定形態】の通行空間として、歩道内通行ルールの徹底のもと、当面活用していきます。



方針
4

バス停、パーキングメーターなどがある区間では、各道路の状況を踏まえながら、共存できる構造を検討します。



19

6. 区道における整備の進め方（方針・考え方）

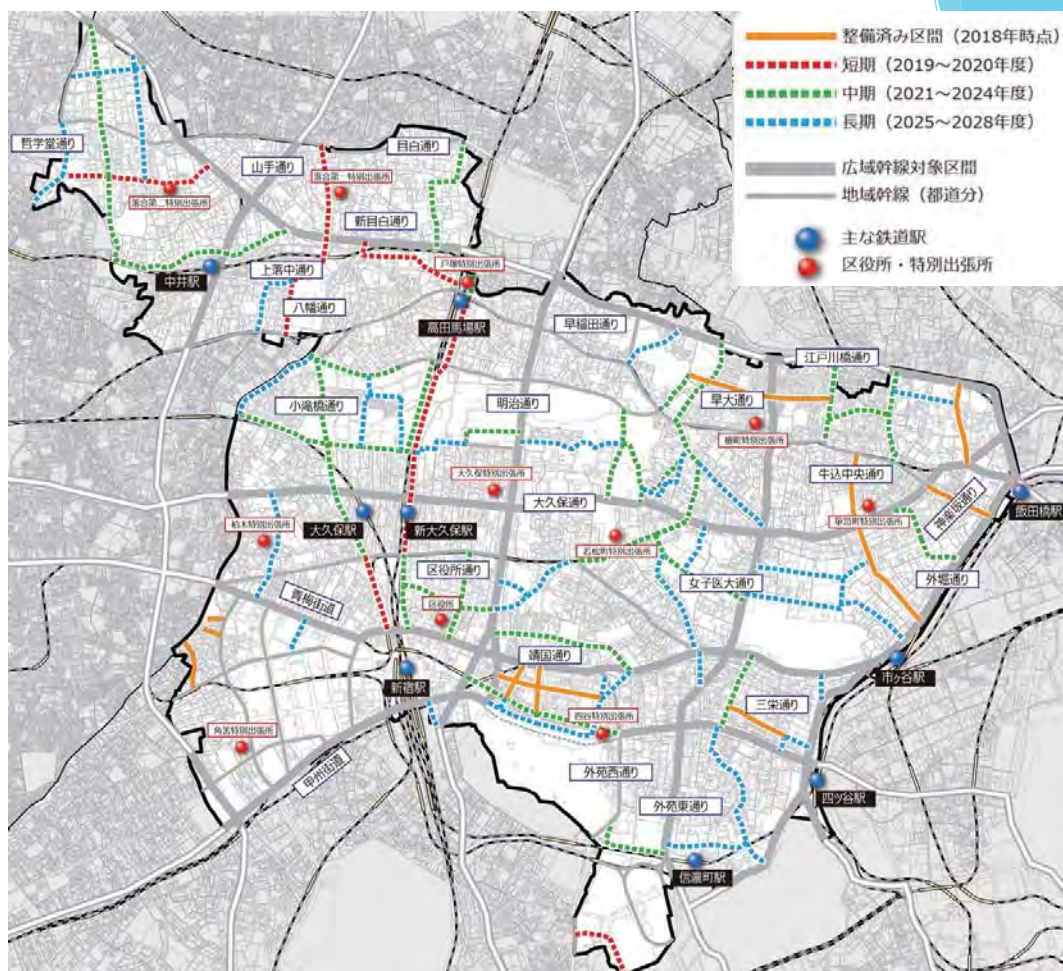
整備方針

- ①区道のネットワーク路線（46.3km）については、短期・中期・長期に分け、計画期間の10年間で整備
- ②区民が安全かつ快適に道路を利用できるよう、10年間で自転車ナビマーク・ナビラインを中心に区道のネットワーク路線を整備

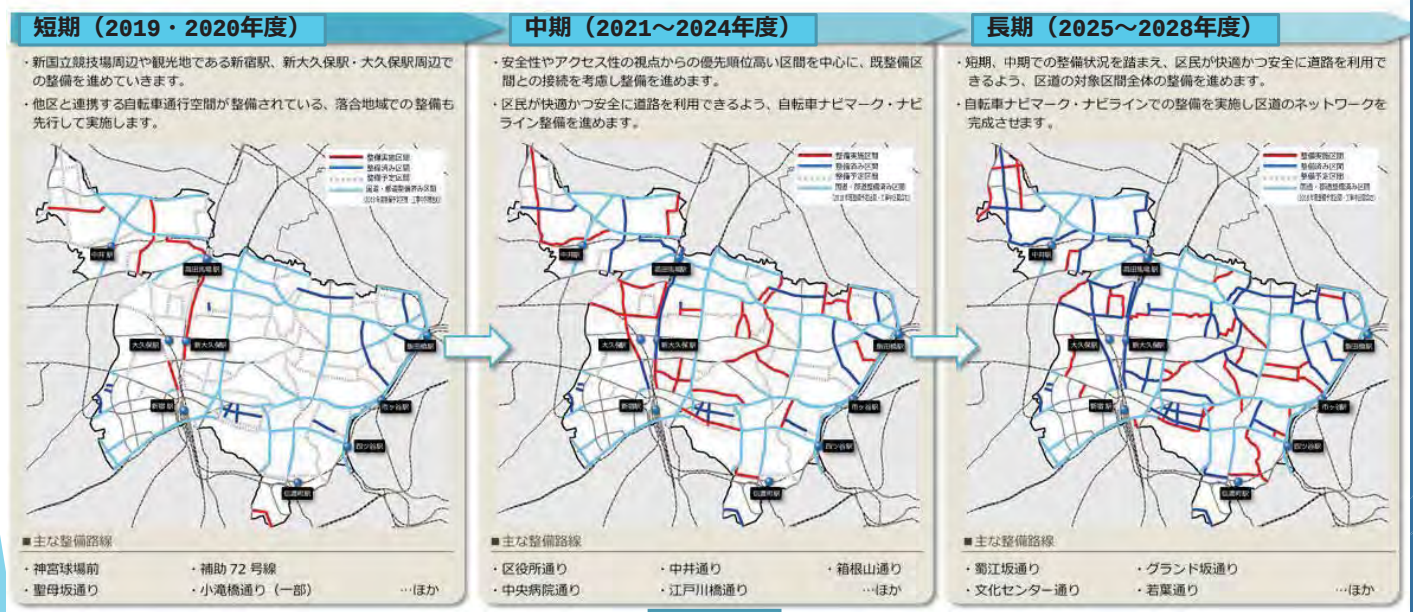
整備順位

- ①短期・オリンピック会場周辺（新国立競技場）観光地（新宿・大久保）
 - ・自転車通行空間の整備が進んでいる落合地域
- ②中期・7つの項目で主に7～3ポイントの優先順位が高い路線
 - ・整備済み区間との接続を考慮
- ③長期・7つの項目で主に2～1ポイントの路線
 - ・短期・中期の整備状況を踏まえた整備

6. 区道のネットワーク計画の進め方（図面）



6. 区道のネットワーク計画の進め方 (図面)



計画期間で区道の自転車通行空間整備を推進

安全で快適な自転車ネットワークを創出

ご清聴いただき、ありがとうございました。

新宿区自転車ネットワーク計画に関する
お問い合わせ先

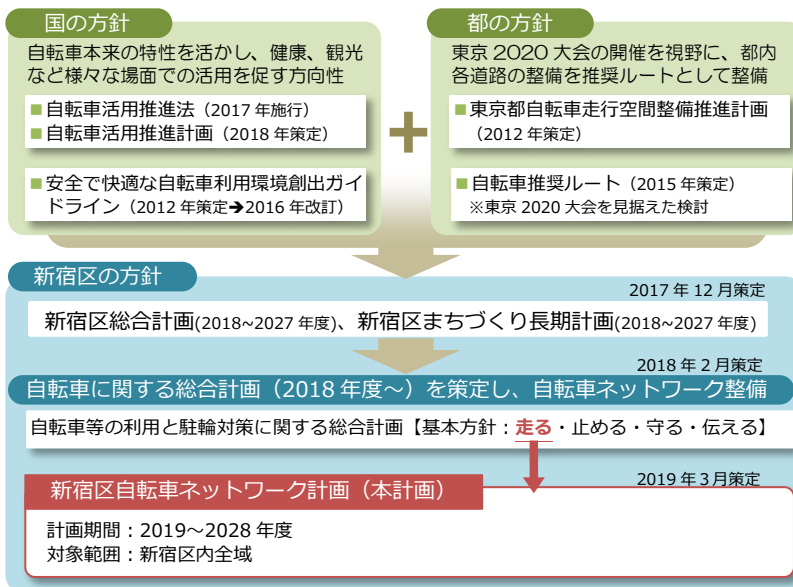
新宿区みどり土木部
交通対策課交通企画係 03-5273-4265

新宿区 自転車ネットワーク計画

(2019 年度～2028 年度)

1 計画の背景・目的 (P2～)

- 国は、自転車活用推進法を施行し、基本方針の中で自転車通行空間の整備を重点施策の一つに位置付けています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京 2020 大会）を間近に控え、自転車通行空間の整備が期待されています。
- 区では「自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の中で「自転車ネットワーク計画」を策定するとしています。
- 区内において「快適」、かつ「安全」に目的地的につながる自転車通行空間を効果的に整備するため、整備路線の選定、整備形態の手法を示した、自転車ネットワーク計画を策定します。



2 自転車ネットワーク計画の整備方針 (P21～)

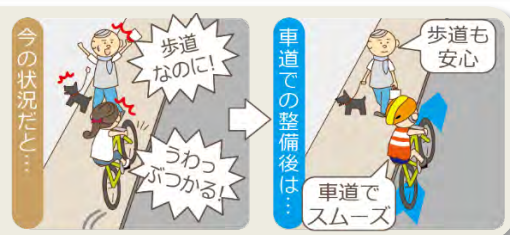
- 自転車ネットワーク計画では【自転車が快適に通行するための環境づくり】を目標として、【車道整備】【広域＋地域ネットワーク】【交通ルールの周知・啓発】の 3 つの基本方針を設定しています。
- 基本方針①②については、区内道路における自転車ネットワークの整備対象路線の選定、各路線の整備形態の選定に際して重視される方針であり、また③は自転車通行空間の整備推進とともに実施する「自転車通行ルールの周知啓発」を伝える視点としています。

目標 **自転車が快適に通行するための環境づくり** ～安全に目的地的につながるネットワーク～

3 つの基本方針

方針 1

歩行者・自転車・自動車の安全向上のため、**車道での自転車通行空間整備を推進**します。



安全性の視点

方針 2

【**広域幹線**】と【**地域幹線**】を介して、目的地的につながるネットワークをつくります。



アクセス性の視点

方針 3

車道の走り方、歩道の安全な通り方が、**その場でわかる、交通ルール周知**を施します。



使い方の視点

【対象路線「整備形態」】の選定

【周知・啓発】の視点

3. 整備対象路線の選定 (P25～)

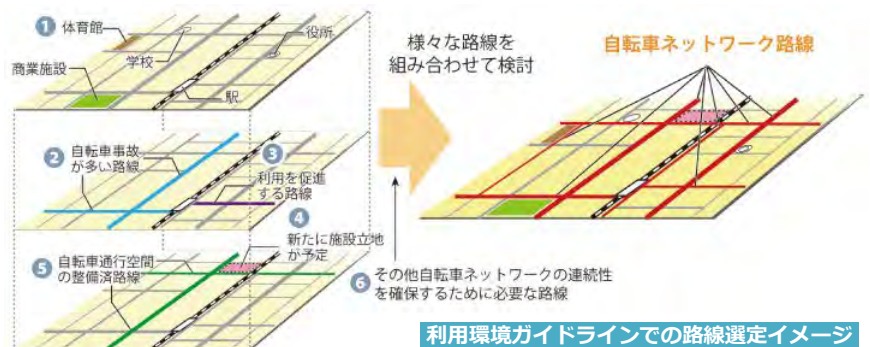
① 広域幹線・地域幹線によるネットワークの考え方

- 区内の道路は、区を縦横断する国道、都道中心の幹線道路と、幹線道路に囲まれた生活道路で構成されており、生活道路は狭く、自転車通行空間の整備が難しい状況です。
- そのため、区内全ての道路で自転車通行空間を整備するのではなく、隣接区との接続にも配慮した、区内をスムーズに移動できる【広域幹線】と、広域幹線から地域内の施設等を結ぶ【地域幹線】によりネットワークを形成します。



② 自転車ネットワーク整備対象路線の選定の条件

- 利用環境ガイドラインでは、施設アクセス、交通状況等の視点から路線を組み合わせて対象路線を検討する方法が示されています。
- 区では、前述の【安全性】【アクセス性】の視点から対象路線を選定するものとし、それぞれ下表の「評価する項目」を設定し検討しています。
- なお、安全・安心して通行できる自転車通行空間の整備には、一定の道路幅員の確保が必要です。
- そのため、構造的に自転車通行空間の整備が進めやすい6m以上の道路を中心に選定を進めた上で、道路管理者等からのヒアリングを通じて、地域の実状に合わせた追加整備区間の選定を行いました。



■ 6m以上の道路

視点	評価する項目
安全性の視点	① 自転車事故の発生状況 + 自転車の流入抑制エリア
アクセス性の視点	② 鉄道駅へのアクセス
	③ シェアサイクルポートへのアクセス
	④ 観光施設・集客施設へのアクセス
	⑤ 商店街（商業・娯楽等）へのアクセス
	⑥ 区役所・大規模な病院へのアクセス
	⑦ 自転車通学先（高校～大学）へのアクセス

幅員の狭い道路でも通行環境改善を要する区間が想定されるため…

■ 6m未満の道路

視点	評価する項目
アクセス性の視点	① 抜け道利用や自転車利用が多い路線、ネットワークの補完
	② バスの多い区間を迂回する利用の多い路線
	③ パーキングメーター区間を迂回する利用の多い路線

項目ごとに区間を評価し得点化

【**広域幹線**】主に国道・都道
→ 明治通り、靖国通り等、区を縦横断する広域的な道路を指定。
→ 近隣区との連携、アクセス性を考慮し選定。

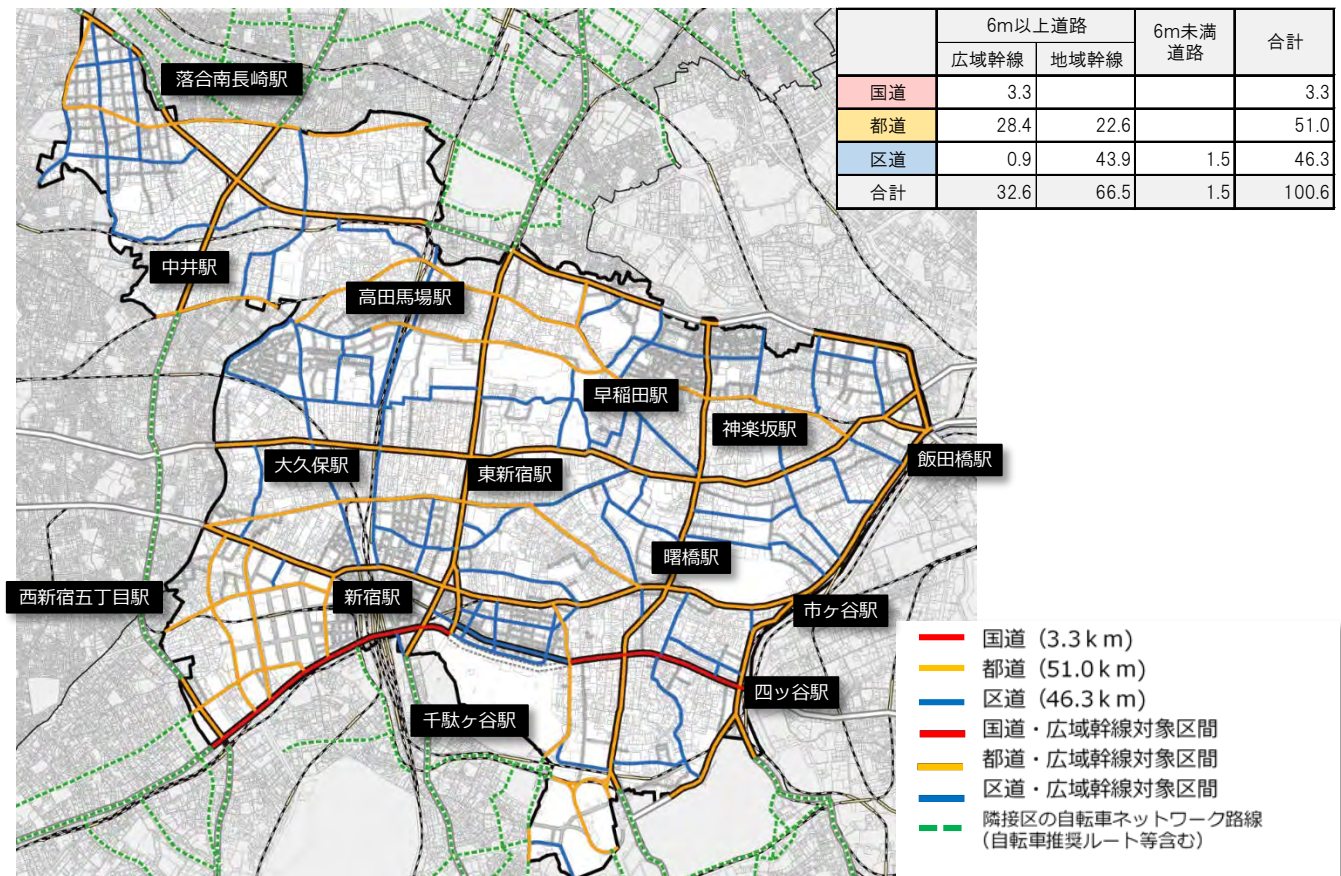
【**地域幹線**】主に都道・区道
→ 事故状況、各施設との接続状況を加味し得点化。

地域の実状を踏まえ選定

【**6m未満の道路**】主に区道
→ 抜け道利用、自転車利用が多い道路や、ネットワークの補完の観点から追加。
※なお②③視点では、迂回可能な経路がないため対象路線なし

③自転車ネットワーク整備対象路線の抽出結果

- 自転車ネットワーク整備対象路線は、区内全体で100.6kmとなります。道路管理者別の整備対象路線の延長は、広域幹線を中心に指定される国道3.3km、都道51.0kmであり、区道は46.3kmです。



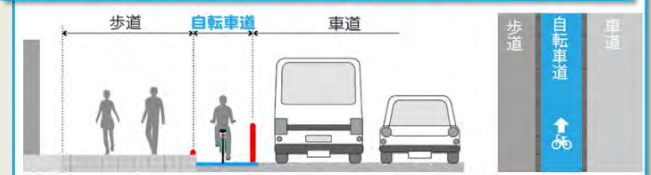
4. 整備形態の選定 (P45~)

①整備形態の考え方

- 利用環境ガイドラインに基づく整備形態を【完成形態】として位置付け、隣接区の自転車通行空間との連携を図りながら整備形態を選定します。
- 区の道路事情、沿道の利用状況などを踏まえ、自転車道や自転車専用通行帯の整備が困難な道路については、【暫定形態】として、車道混在型での整備も含め、早期の自転車ネットワーク化を進めます。
- これまでに整備された歩道内での整備については、当面活用し、周辺の通行空間の整備状況を踏まえながら交通管理者等との協議を進め、車道への通行空間整備等実施していきます。
- バス停、パーキングメーター等が設置されている路線については、共存できるよう他都市の整備形態等を踏まえながら、自転車が安全に通行できるよう検討していきます。
- 整備形態については、安全で快適な整備形態となるよう、区の道路事情、沿道の利用状況などを踏まえ、交通管理者と協議のうえ選定していきます。

■利用環境ガイドラインによる整備形態

1：自転車道（構造物による完全分離）



2：自転車専用通行帯（交通規制による分離）



3：車道混在型（自転車ナビマーク・ナビライン）



②整備の基本方針

- 利用環境ガイドラインによる整備を【完成形態】とし、区の道路事情、沿道の利用状況などを踏まえ【暫定形態】での整備も行いながら、早期の自転車通行空間のネットワーク化を図っていきます。

方針
1

利用環境ガイドラインに適合する整備形態を【完成形態】とし、将来の自転車通行空間の整備目標と位置づけます。



方針
2

区の道路実状を踏まえ【暫定形態】での整備も位置付けた上で、早期のネットワークの構築を図ります。



方針
3

既設の歩道内整備区間は【暫定形態】の通行空間として、歩道内通行ルールの徹底のもと、当面活用していきます。



方針
4

バス停、パーキングメーターなどがある区間では、各道路の状況を踏まえながら、共存できる構造を検討します。

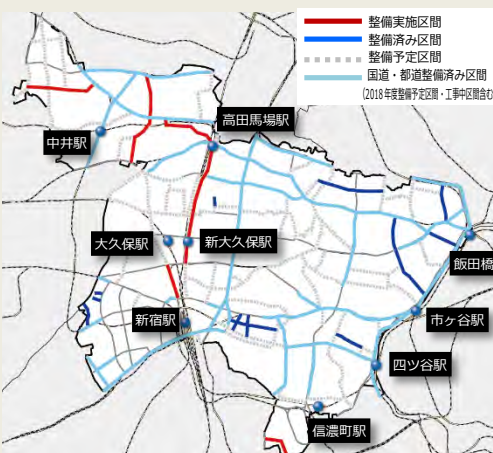


5. 区道の自転車ネットワーク計画の進め方 (P69～)

- 区が管理する区道の整備対象区間 46.3km について、本計画の計画期間 2019～2028 年度の 10 年間で自転車ネットワークの早期実現を図るため、【短期】【中期】【長期】の各段階での整備を進めます。
- 短期については、東京 2020 大会に向けた整備を中心として進め、中期、長期にかけて、安全性・アクセス性の視点からの優先順位が高い区間から順次整備を進めます。
- 区民が快適かつ安全に道路を利用できるよう、区道全ての自転車ネットワーク整備対象路線（46.3 km）において、自転車ナビマーク・ナビライン等の自転車通行空間の整備を実施します。
- 完成形態が自転車道、自転車通行帯となる道路は、道路の拡幅事業等と連携し整備を進めていきます。
- 各期の整備区間については、周辺の道路事情の変化などにより整備時期が変更となる可能性があります。

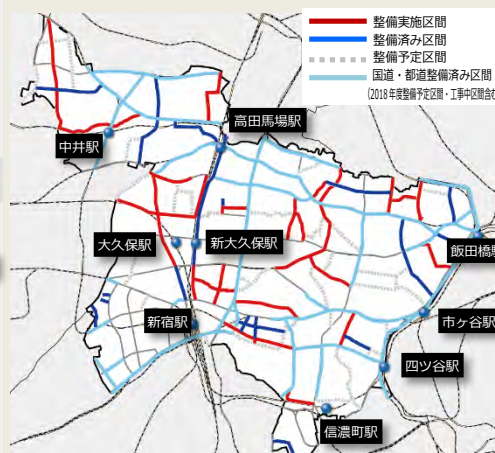
短期 (2019・2020 年度)

- 新国立競技場周辺や観光地である新宿駅、新大久保駅・大久保駅周辺での整備を進めていきます。
- 他区と連携する自転車通行空間が整備されている、落合地域での整備も先行して実施します。



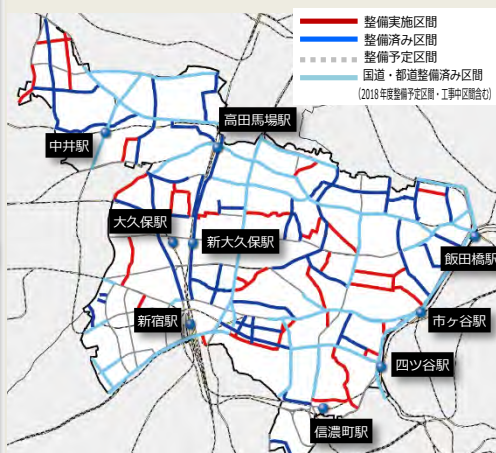
中期 (2021～2024 年度)

- 安全性やアクセス性の視点からの優先順位高い区間を中心に、既整備区間との接続を考慮し整備を進めます。
- 区民が快適かつ安全に道路を利用できるよう、自転車ナビマーク・ナビライン整備を進めます。



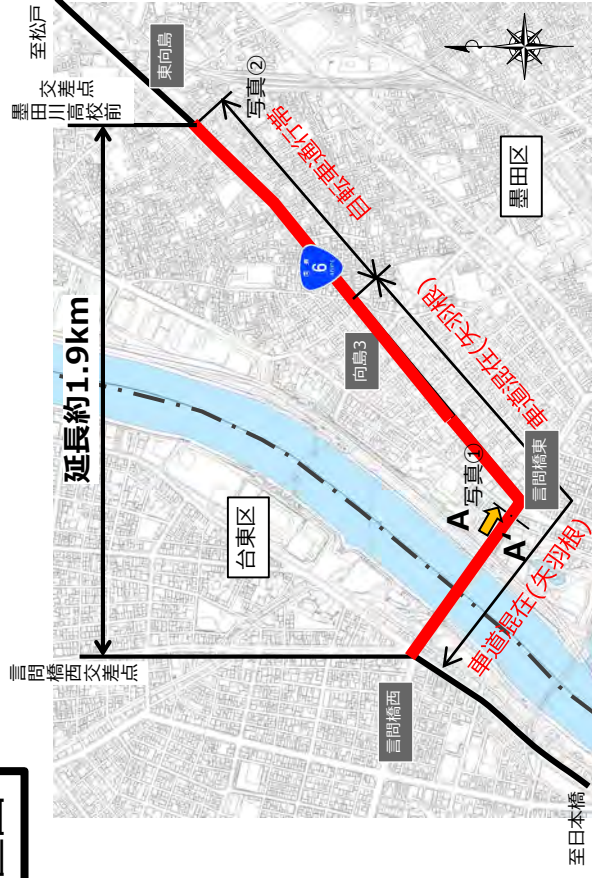
長期 (2025～2028 年度)

- 短期、中期での整備状況を踏まえ、区民が快適かつ安全に道路を利用できるよう、区道の対象区間全体の整備を進めます。
- 自転車ナビマーク・ナビラインでの整備を実施し区道のネットワークを完成させます。



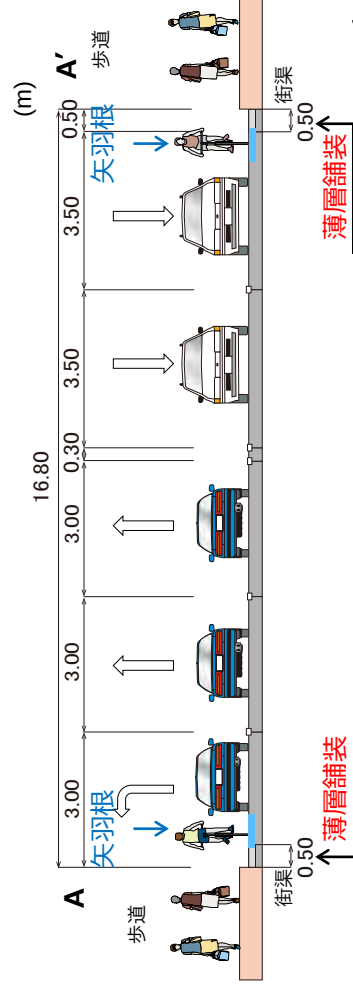
国道6号 三問橋西詰～墨田川高校前交差点

圖置位



整備状況

【横断図】



1

整備形態：車道混在

幅の狭い車線に自転車通行空間を確保するため、街渠に薄層舗装を施工。



写真①

東京都内直轄国道の自転車通行空間整備事例

国道20号

整備形態：普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

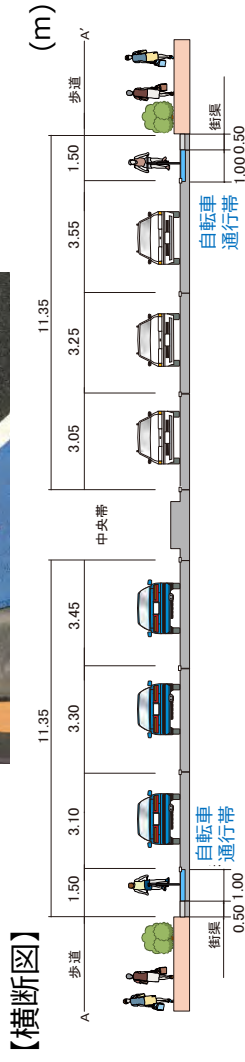
圖 置 位



整備状況



写真①



※車道幅員に余裕がある場合は、自転車通行帯となりますが、交差点内や車道幅員上無理な区間については車道混在（矢羽根）です。

-2-

車道を通行する自転車が交差点で2段階右折をするときに安心して待てるように、右折ポケットを設置。



【整備前】



【整備後】

写真②

自転車通行空間の整備に合わせ「普通自転車の歩道通行部分」の規制を解除。



【整備前】



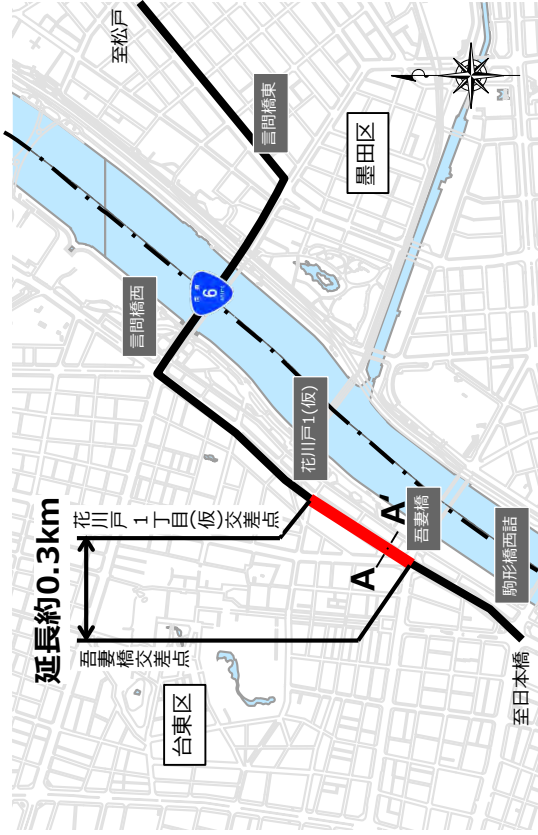
【整備後】

写真③

東京都内直轄国道の自転車通行空間整備事例(計画)

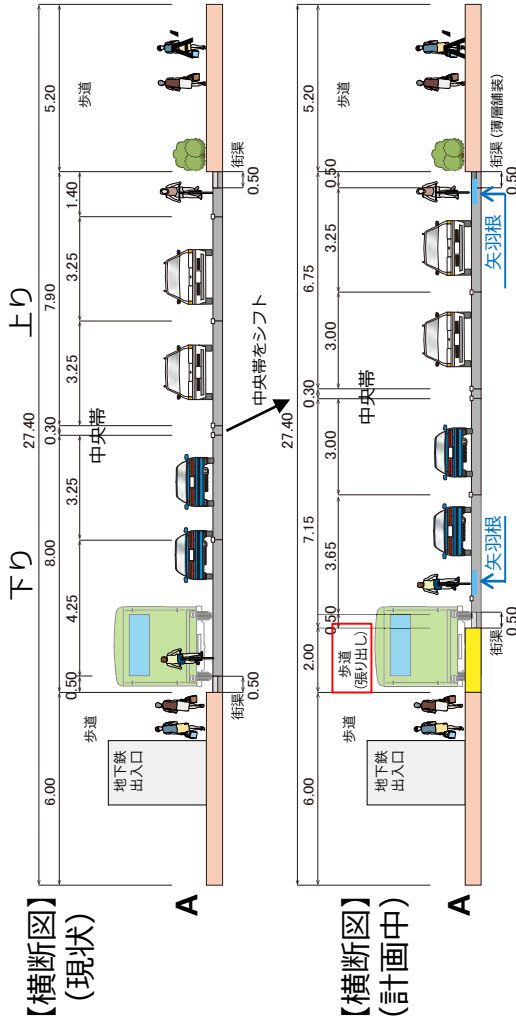
国道6号 吾妻橋交差点～花川戸1丁目 (仮) 交差点

位置図

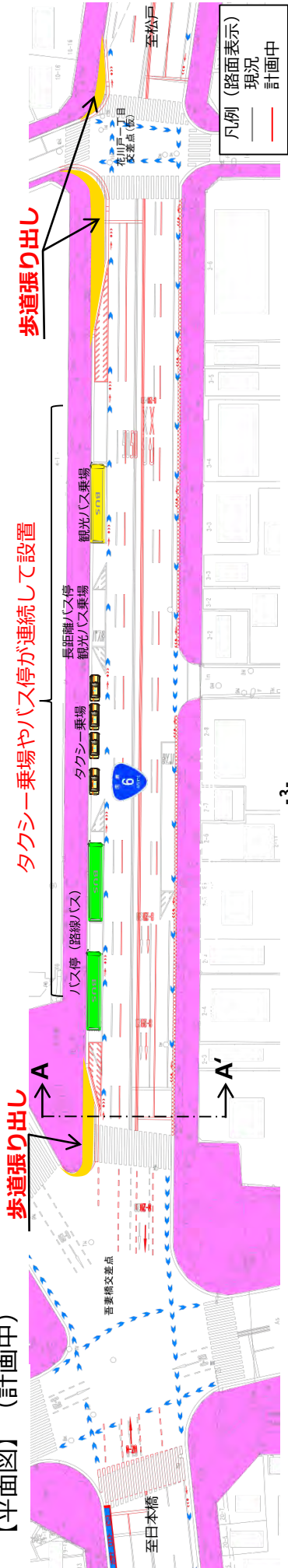


整備形態：車道混在

当区間は、タクシー乗場やバス停が連続して設置されており、タクシーやバスが常時駐車していることから、自転車がこれら駐車車両のある区間をまっすぐ進んで通過できるように、区間端部の歩道を張り出す整備とした。



【平面図】(計画中)



平成29年1月23日

自転車通行空間ネットワーク計画調整会議設置要綱

（名称）

第1条 本会は、自転車通行空間ネットワーク調整会議（以下「本会議」という。）と称する。

（趣旨）

第2条 自転車利用における安全性や快適性・回遊性の向上とともに、自転車利用者の更なる推進に資するため、計画的な自転車通行空間のネットワーク形成に向けた課題の整理や対応の検討、及び事業調整等を行うなど、自転車通行空間ネットワーク計画の策定及び実現に向けた連携・協力の促進を図る。

（所掌）

第3条 本会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）自転車利用・事故の状況等に関すること。
- （2）政策や動向等に関すること。
- （3）自転車ネットワーク計画の策定等に関すること。
- （4）その他必要と認められること。

（運営）

第4条 本会議は、別表1に示す会員により構成する。

2 本会議は、必要な関係者の参加を求め、意見を聴取することができる。

（調整部会の設置）

第5条 本会議で検討すべき内容に係る調整及び個別課題を検討するため、本会議の下に調整部会を設ける。

- 2 調整部会の構成は、別表2に示すとおりとする。
- 3 調整部会の円滑な運営を図るため、幹事を設ける。
- 4 幹事は、各エリアから1自治体とし、各エリアの代表として調整会議に出席する。
なお、幹事以外の自治体であっても、調整会議に出席することができる。
- 5 次期幹事は、自治体番号の若い順とし、輪番制として年度毎に次期幹事へ引き継ぐ。

（会議）

第6条 本会議は、非公開とする。

（事務局）

第 7 条 本会議及び調整部会の事務局は、東京国道事務所、相武国道事務所及び東京都建設局道路管理部に置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会議で協議することとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

(順不同)

所属・役職等		
会 員	国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
		関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課長
	東京都	建設局 道路管理部 安全施設課長
	警視庁	交通部 交通規制課 都市交通管理室長
	東京都	青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課長
		都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長
		環境局 環境改善部 規制監察担当課長
		港湾局 臨海開発部 開発整備課長
		港湾局 港湾整備部 計画課長
		建設局 第一建設事務所 補修課長
		建設局 第二建設事務所 補修課長
		建設局 第三建設事務所 補修課長
		建設局 第四建設事務所 補修課長
		建設局 第五建設事務所 補修課長
		建設局 第六建設事務所 補修課長
		建設局 西多摩建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩東部建設事務所 補修課長
		建設局 南多摩西部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩南部建設事務所 補修課長
		建設局 北多摩北部建設事務所 補修課長
	区部Ⅰ エリア	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課長
		中央区 環境土木部 参事(調整連絡・特命担当)
		港区 街づくり支援部 土木課長
		新宿区 みどり土木部 交通対策課長
		江東区 土木部 交通対策課長
		品川区 防災まちづくり部 道路課長
		大田区 都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長
		江戸川区 土木部 計画調整課長
	区部Ⅱ エリア	目黒区 都市整備部 土木工事課長
		世田谷区 土木部 交通安全自転車課長
		渋谷区 土木部 道路課長
		中野区 都市基盤部 都市計画分野 副参事
		杉並区 都市整備部 杉並土木事務所長

別表１（第４条関係）

（順不同）

所属・役職等		
会 員	区部Ⅲ エリア	文京区 土木部 道路課長
		台東区 都市づくり部 交通対策課長
		墨田区 都市整備部 道路公園課長
		豊島区 都市整備部 土木管理課長
		北区 土木部 参事 土木政策課長事務取扱
		荒川区 区民生活部 生活安全課長
		板橋区 土木部 計画課長
		練馬区 土木部 交通安全課長
		足立区 都市建設部 交通対策課長
		葛飾区 街づくり計画担当課長
	多摩Ⅰ エリア	立川市 まちづくり部 交通対策課長
		武蔵野市 都市整備部 交通対策課長
		三鷹市 都市整備部 道路交通課 都市交通担当課長
		小金井市 都市整備部 交通対策課長
		小平市 都市開発部 交通対策課長
		東村山市 環境安全部 地域安全課長
		国分寺市 建設環境部 交通対策課長
		東大和市 都市建設部 土木課長
		清瀬市 都市整備部 道路交通課長
		東久留米市 都市建設部 道路計画課長
		武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課長
		西東京市 都市整備部 道路管理課長
	多摩Ⅱ エリア	八王子市 都市計画部 交通企画課長
		府中市 生活環境部 次長兼地域安全対策課長
		昭島市 都市整備部 交通対策課長
		調布市 都市整備部 交通対策課長
		町田市 道路部 道路政策課長
		日野市 まちづくり部 道路課長
		国立市 都市整備部 道路交通課長
		福生市 都市建設部 まちづくり計画課長
		狛江市 都市建設部 道路交通課長
		多摩市 都市整備部 交通対策担当課長
		稲城市 都市建設部 管理課長
		羽村市 都市建設部 土木課長
		瑞穂町 都市整備部 建設課長
		青梅市 都市整備部 土木課長
	多摩Ⅲ エリア	あきる野市 都市整備部 管理課長
		日の出町 建設課長
		檜原村 産業環境課長
		奥多摩町 地域整備課長

別表 2（第 5 条関係）

（順不同）

所属等	
国土交通省	関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課
	関東地方整備局 相武国道事務所 交通対策課
東京都	建設局 道路管理部 安全施設課
警視庁	交通部 交通規制課
区部Ⅰ エリア	東京都 港湾局 臨海開発部 開発整備課
	東京都 港湾局 港湾整備部 計画課
	東京都 建設局 第一建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
	中央区 環境土木部 環境政策課
	港区 街づくり支援部 土木課
	新宿区 みどり土木部 交通対策課
	江東区 土木部 交通対策課
	品川区 防災まちづくり部 道路課
	大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課
	江戸川区 土木部 計画調整課
区部Ⅱ エリア	東京都 建設局 第二建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第三建設事務所 補修課
	目黒区 都市整備部 土木工事課
	世田谷区 土木部 交通安全自転車課
	渋谷区 土木部 道路課
	中野区 都市基盤部 都市計画分野
	杉並区 都市整備部 杉並土木事務所
区部Ⅲ エリア	東京都 建設局 第四建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第五建設事務所 補修課
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課
	文京区 土木部 道路課
	台東区 都市づくり部 交通対策課
	墨田区 都市整備部 道路公園課
	豊島区 都市整備部 土木管理課
	北区 土木部 土木政策課
	荒川区 区民生活部 生活安全課
	板橋区 土木部 計画課
	練馬区 土木部 交通安全課
	足立区 都市建設部 交通対策課
	葛飾区 都市整備部 調整課

別表 2（第 5 条関係）

（順不同）

所属等				
多摩Ⅰ エリア	東京都	建設局	北多摩南部建設事務所	補修課
	東京都	建設局	北多摩北部建設事務所	補修課
	立川市	まちづくり部	交通対策課	
	武蔵野市	都市整備部	交通対策課	
	三鷹市	都市整備部	道路交通課	
	小金井市	都市整備部	交通対策課	
	小平市	都市開発部	交通対策課	
	東村山市	環境安全部	地域安全課	
	国分寺市	都市建設部	交通対策課	
	東大和市	都市建設部	土木課	
	清瀬市	都市整備部	道路交通課	
	東久留米市	都市建設部	道路計画課	
	武蔵村山市	都市整備部	交通企画・モノレール推進課	
	西東京市	都市整備部	道路管理課	
多摩Ⅱ エリア	東京都	建設局	西多摩建設事務所	補修課
	東京都	建設局	南多摩東部建設事務所	補修課
	東京都	建設局	南多摩西部建設事務所	補修課
	東京都	建設局	北多摩南部建設事務所	補修課
	東京都	建設局	北多摩北部建設事務所	補修課
	八王子市	都市計画部	交通企画課	
	府中市	生活環境部	地域安全対策課	
	昭島市	都市整備部	交通対策課	
	調布市	都市整備部	交通対策課	
	町田市	道路部	道路政策課	
	日野市	まちづくり部	道路課	
	国立市	都市整備部	道路交通課	
	福生市	都市建設部	まちづくり計画課	
	狛江市	都市建設部	道路交通課	
	多摩市	都市整備部	道路交通課	
	稲城市	都市建設部	管理課	
多摩Ⅲ エリア	羽村市	都市建設部	土木課	
	瑞穂町	都市整備部	建設課	
	東京都	建設局	西多摩建設事務所	補修課
	青梅市	都市整備部	土木課	
	あきる野市	都市整備部	管理課	
	日の出町	建設課		
	檜原村	産業環境課		
	奥多摩町	地域整備課		